

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年 7月13日 |
| 【発行者名】 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 高村 孝 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 中川 祐子 |
| 【電話番号】 | 03 - 4530 - 7409 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン
(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価を行って得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）にてご確認いただけ
るほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA新
興債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

（5）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（6）【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社にお問い合わせ
ください。

（7）【申込期間】

2018年7月14日から2019年7月12日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細つきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の＜照会先＞までお問い合わせください。

（9）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受けた販売会社とします（前記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）。

（11）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（12）【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MA(マルチアセット)ファンドシリーズ¹の一つであり、主として外国投資信託「SPDR ブルームバーグ・バークレイズ新興国債券 UCITS ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)²の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

- 1 MA(マルチアセット)ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品等の総称です。
- 2 ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。ベンチマークとは、ファンドの運用にあたって運用成果の基準とする指標です。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|-------------------|----------------|--|----------------|
| 単位型 追加型 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 | インデックス型 特殊型 |

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|-------------------|----------|--|
| 単位型・ 追加型 | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 (収益の源泉) | 債券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|--|--------------|-------------|----------------------|-----------|---|
| 株式 | 年1回 | グローバル | | | |
| 一般 | 年2回 | 日本 | | | |
| 大型株 | 年4回 | 北米 | | | 日経 225 |
| 中小型株 | | | | | |
| 債券 | | | ファミリー ファンド | あり () | |
| 一般 | 年6回 (隔月) | 欧州 | | | |
| 国債 | | | | | |
| 社債 | | アジア | | | |
| その他債券 | 年12回 (毎月) | オセアニア | | | TOPIX |
| クレジット属性 () | | | | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・オ ブ・ ファンズ | なし | |
| | その他 () | アフリカ | | | |
| | | | | | |
| その他資産 (投資信託証券 (債券)) | | 中近東 (中東) | | | その他 (ブルームバーグ・ バークレイズ・エ マージング・マー ケッツ・ローカル・ カレンシー・リキッ ド・ガバメント・イ ンデックス(円ペ ス)) |
| 資産複合 | | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | | |
| 資産配分変動型 | | | エマージング | | |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

| 項目 | 該当する属性区分 | 内容 |
|----------|---|--|
| 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（債券）） | 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。 |
| 決算頻度 | 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | エマージング | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | なし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | その他 (ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス (円ベース)) | 「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。 |

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの特色

1 主として外国投資信託への投資を通じて、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券市場に投資します。

- ブルームバーグ・パークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス^{※1}の動きに連動した投資成果の獲得を目指す外国投資信託「SPDR[®]ブルームバーグ・パークレイズ新興国債券UCITS ETF^{※2}」受益証券を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

※1 ブルームバーグ・パークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスは、正式名称を「Bloomberg Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index」といい、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券で構成される債券価格指数であり、ブルームバーグ・パークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)を当ファンドのベンチマークとします。

投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

※2 正式名称は「SPDR[®] Bloomberg Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF」といい、後掲する「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。

- 国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す「短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。

2 当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

※ファンド・オブ・ファンズ方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

■ ベンチマーク(オリジナル指標)

ブルームバーグ・パークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス

ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。パークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。ブルームバーグ、ならびに、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・キャピタル・インク(Barclays Capital Inc.)ならびに両社の関係会社(以下「パークレイズ」と総称します。)のいずれも、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに関連するいかなるデータおよび情報の適時性、正確性および完全性について保証するものではなく、また、明示黙示を問わず、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスならびにこれに関連するいかなるデータおよび価格、ならびにこれらから得ることのできる結果について保証するものではなく、これらに関する一切の商品性および特定の目的への適合性の保証を明示的に否認します。インデックスに直接投資することはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。過去のパフォーマンスは、将来の結果の見通しではありません。法律上認められる最大限度で、ブルームバーグおよびブルームバーグのライセンサー、ならびにそれらの従業員、業務委託先、代理人、サプライヤーおよびベンダーのそれぞれは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスまたはこれに関連するデータもしくは価格に関係して生じる侵害または損害について、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他の侵害または損害であるかにかわらず、また、これらの者の過失またはその他に起因するものであるかを問わず、何らの債務も責任も負いません。本書は、金融商品に関する助言ではなく、事実に関する情報を提供するものです。ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスのいかなる部分も、金融商品の勧誘ではなく、ブルームバーグまたはその関係会社もしくはライセンサーによる投資の助言または投資の推奨(すなわち、特定の権利に関して、「買い」、「売り」、「保持」またはその他の取引を行うか否かについての推奨)あるいは投資その他の戦略についての推奨ではなく、また、そのような勧説、投資の助言、投資の推奨あるいは投資その他の戦略についての推奨と解釈されることはなりません。ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスから得られるデータおよびその他の情報は、投資判断を基礎付けるのに十分な情報であると考えられるべきではありません。ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスによって提供される全ての情報は一般的なものであり、特定の者、法人または集団のニーズに応じるものではありません。ブルームバーグおよびブルームバーグの関係会社は、証券またはその他の権利の将来の価値または予想される価値について何らの意見も表明するものではなく、また、明示黙示を問わず、いかなる種類の投資戦略の推奨も提案も行うものではありません。さらに、パークレイズは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスの発行者または作出者ではなく、また、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスへの投資家に対して何らの責任も義務も負いません。ブルームバーグは、自己のために、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスについてまたはこれに関連してパークレイズと取引を行う場合がありますが、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスへの投資家は、パークレイズとの間にいかなる関係も結ぶものではなく、また、パークレイズはブルームバーグ・パークレイズ・インデックスまたはブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに含まれるいかなるデータについても支持し、保証し、販売しまたは促進するものではなく、パークレイズは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスまたはブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに含まれるデータの適否または利用に関するいかなる表明も行うものではありません。お客様は、金融に関する意思決定を行うに先立ち、独自に助言を受けることを考慮されるべきです。©2016 Bloomberg Finance L.P. All rights reserved.

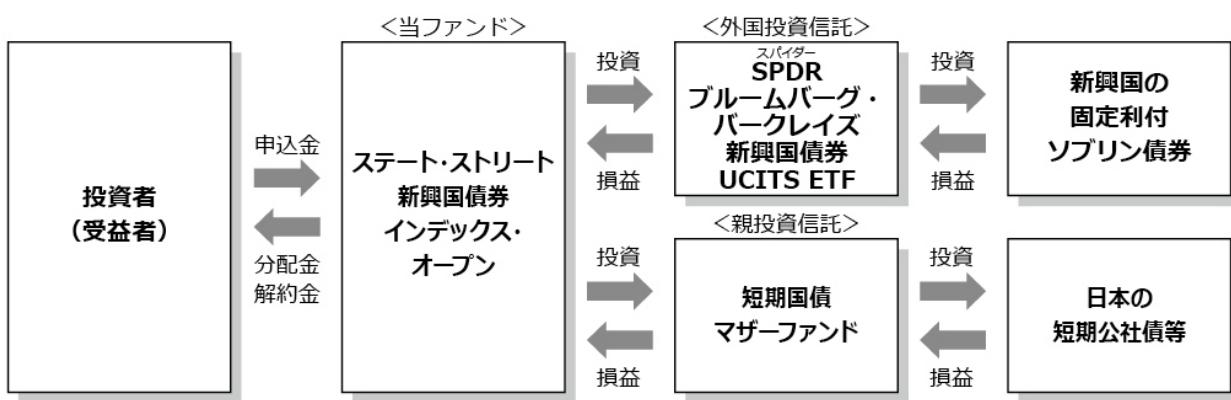
(2)【ファンドの沿革】

2016年5月9日 信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

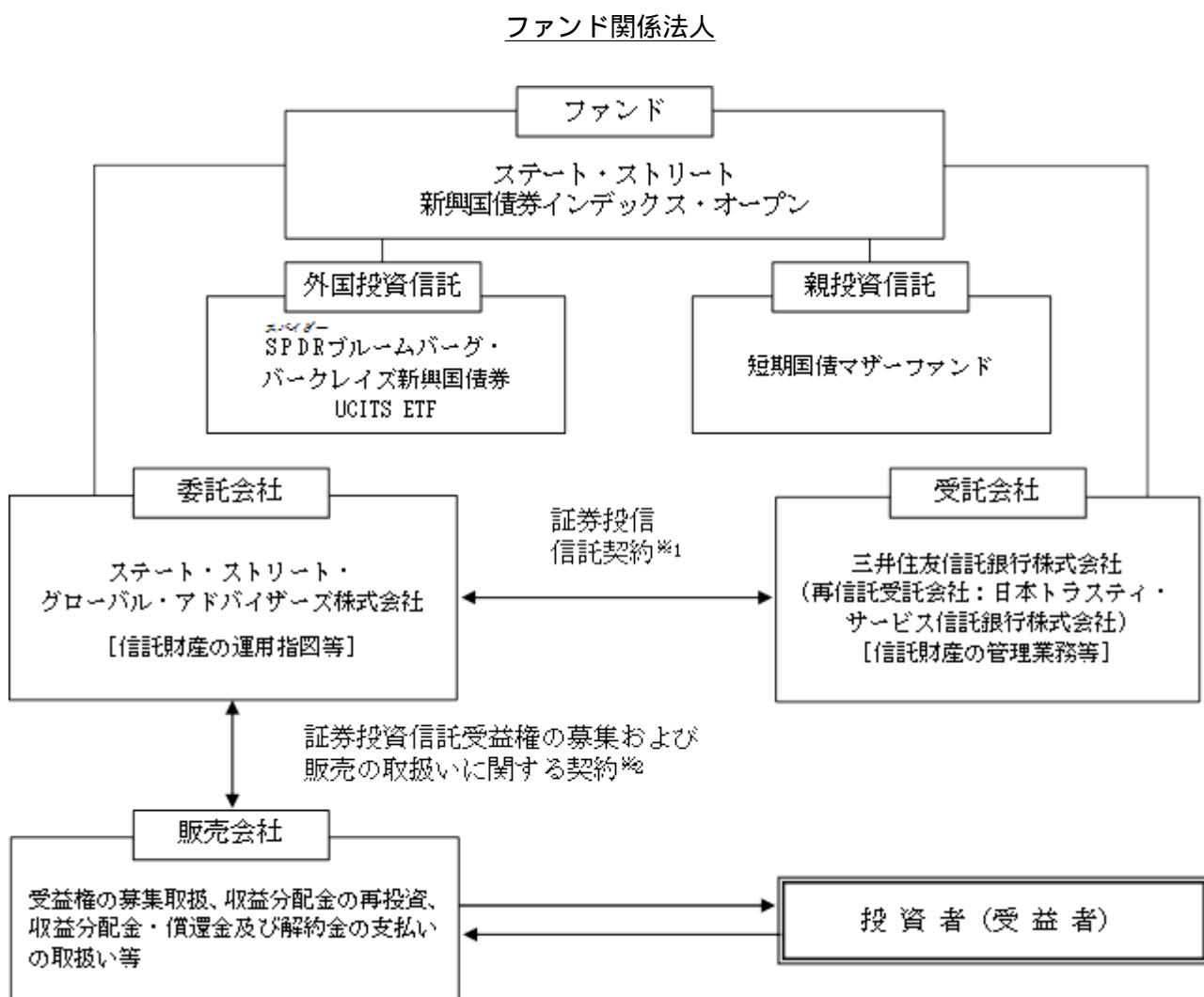
- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項、信託の元本、収益の管理および運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 1998年2月25日 | ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立 |
| 1998年3月31日 | 投資顧問業の登録 |
| 1998年8月28日 | ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1998年9月30日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 1998年9月30日 | 証券投資信託の委託会社としての認可取得 |
| 2007年9月30日 | 金融商品取引業者の登録 |
| 2008年7月1日 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更 |

3) 大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|--|----------------------------|--------|------|
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー | 6,200株 | 100% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF受益証券（以下「SPDR新興国債券ETF」といいます。）および短期国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

主として外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス（円ベース）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

SPDR新興国債券ETFの組入比率は原則として高位を維持し、マザーファンド受益証券の組入れも行います。

外貨建資産およびSPDR新興国債券ETF組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）の2）3）4）に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

信託財産の効率的な運用に資するため等、運用上必要と認めるときには、委託会社もしくは委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）が設定または運用する国内外投資信託証券等に投資する場合があります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
- (a) 為替手形

投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「短期国債マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(信託約款第15条)。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます（信託約款第15条第2項）。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第15条第3項）。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません（信託約款第15条第4項）。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（信託約款第15条第5項）。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（信託約款第15条第6項）。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（信託約款第15条第7項）。

投資対象とする投資信託の概要**スパイダー
SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF**

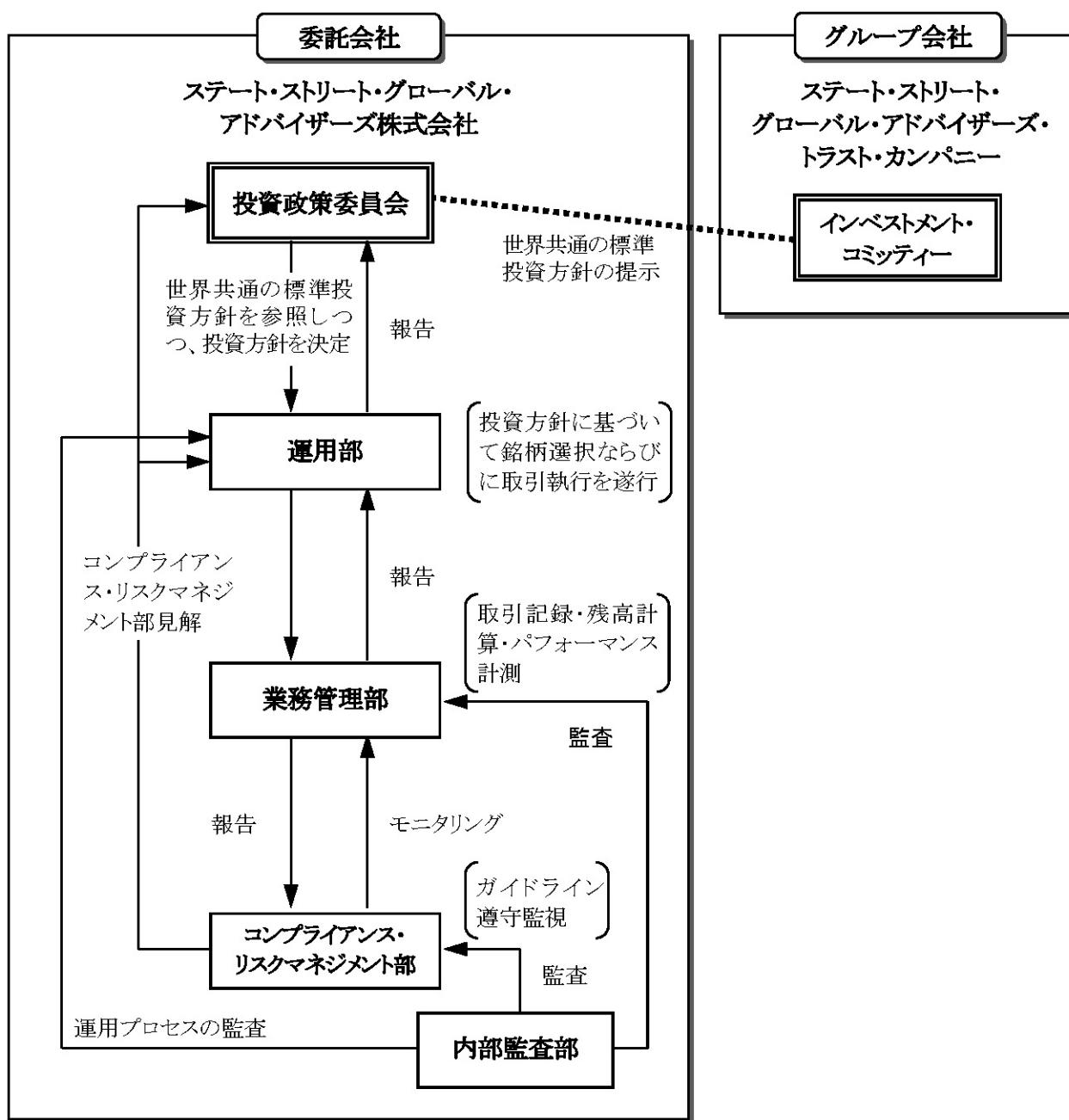
| | |
|----------------|---|
| 運用の基本方針 | 新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券の動きに連動するブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスの価格と利回りに、経費控除前で、おおむね連動する投資成果を上げることを目指します。 |
| 主要投資対象 | 新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券 |
| 運用報酬等 | 純資産総額に対して年率0.55%程度(運用報酬等は、本書作成日現在における料率であり、将来変更される可能性があります。) |
| 運用会社 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド* |

*正式名称は、State Street Global Advisors Limited(所在地:英国ロンドン市)といい、ステート・ストリート・グループの資産運用会社です。

親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券

| | |
|-----------------|---|
| 【参考】商品分類 | 親投資信託／国内／債券 |
| 運用の基本方針 | 主として国債を中心とした短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。 |
| 決算日 | 毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日) |
| 収益分配方針 | 収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 設定日 | 2009年7月21日 |
| 委託会社 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(3)【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として4月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等全額とします。

分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- SPDR新興国債券ETFおよびマザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- デリバティブ取引は、後記の2) 3) 4) の範囲で行います。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものと

し、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲（信託約款第18条）

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

2) 先物取引等の運用指図（信託約款第19条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

3) スワップ取引の運用指図（信託約款第20条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

(d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

4) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第21条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5) 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第23条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

6) 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第24条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a)の売付けの指図にあたっては、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

7) 公社債の借入れ（信託約款第25条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9) 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第27条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(d) 上記(a)および(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第22条）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（参考）「短期国債マザーファンド」の概要

当ファンドが投資対象とする「短期国債マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

（1）基本方針

この投資信託は、主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。

（2）運用方法

1. 投資対象

日本の短期公社債等を主要投資対象とします。

2. 投資態度

満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。

公社債の組入比率は原則として高位を維持します。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書、15) の証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに15) の証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12) の証券および13) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（4）主な投資制限

公社債の投資割合には制限を設けません。

満期1年を超える公社債への投資は行いません。

株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引は、約款第16条、第17条および第18条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク特性

当ファンドは、主に外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さんに帰属します。

したがって、投資者の皆さんの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

金利変動リスク

当ファンドは、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券を実質的な投資対象としていることから、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

当ファンドは、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券を実質的な投資対象としていることから、公社債等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てるために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てる間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

ファンド・オブ・ファンズ方式のリスク

当ファンドは、複数の投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行いますが、当ファンドの信託期間が終了する以前に、主要投資対象とする投資信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には当ファンドは繰上償還となります。

また、投資対象の投資信託が上場されている場合は、市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てるために実質的に保有する投資信託を大量に売却しなければならない状況においては、投資信託の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

一方、上場されていない場合は、他の投資家による追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当投資信託において有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担が当投資信託の基準価額に影響を及ぼすことがあるため、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外

からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

資産担保証券のリスク

MBS、ABS等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券は、資産担保証券の原資産となっている住宅ローンや自動車ローン等は、一般的に金利が低下すると借換による返済が増え、逆に金利が上昇すると借換による返済が減少する傾向があります（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）。一般的に金利が低下した場合、低金利ローンへの借換が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加し、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因により当ファンドの基準価額が下落することがあります。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の特性によっても異なります。

MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。また、資産担保証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または、できなくなることが予想される場合には、資産担保証券の価格が大きく下落することもあります（債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。）。

資産担保証券を売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、資産担保証券の価格が大きく変動することがあり、これに伴い当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。

デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

パッシブ運用のリスク

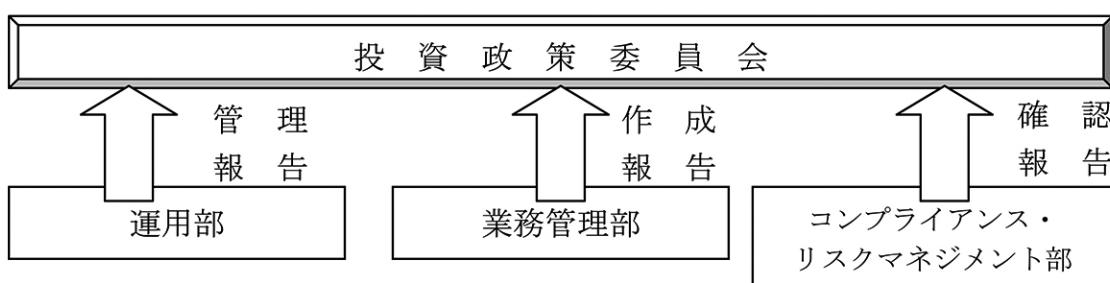
当ファンドおよび主要投資対象の外国投資信託はパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、主要投資対象の外国投資信託の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等により主要投資対象の外国投資信託においてポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、主要投資対象の外国投資信託の基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、当ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。

（2）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（3）リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対参考指數超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

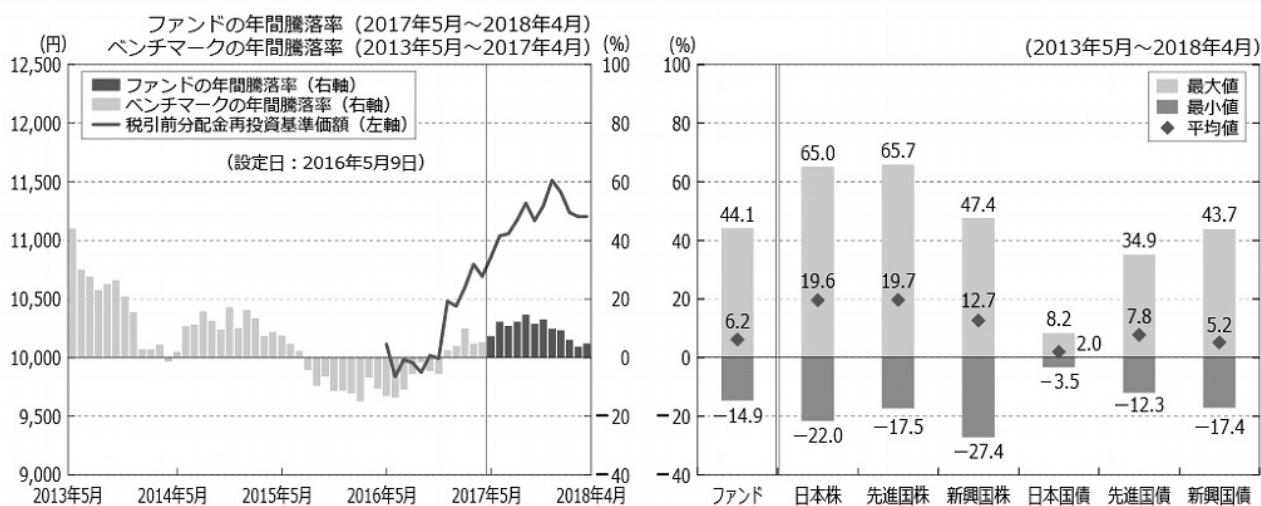
投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞ ＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- 上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2013年5月～2017年4月)を含みます。
- 上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金時に信託財産留保額（換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.1296%（税抜0.12%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

| 支払先 | 信託報酬率（年率） | 役務の内容 |
|------|-----------|---|
| 委託会社 | 0.08% | 委託した資金の運用の対価 |
| 販売会社 | 0.01% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 0.03% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券において、別途、運用報酬等として純資産総額に対し年率0.55%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.6796%程度となります。なお、この運用報酬等は、将来変更される可能性があります。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

上記（1）～（4）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

少額投資非課税制度（NISA）、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は、2018年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成30年4月27日現在)

| 種類 | 国 / 地域名 | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|----------------------|---------|-------------|-----------|
| 投資信託受益証券 | アメリカ | 951,138,716 | 99.80 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 19,953 | 0.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | | 1,912,383 | 0.20 |
| 純資産総額 | | 953,071,052 | 100.00 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

(平成30年4月27日現在)

| 種類 | 国 / 地域名 | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|----------------------|---------|----------------|-----------|
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | | 64,326,858,701 | 100.00 |
| 純資産総額 | | 64,326,858,701 | 100.00 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成30年4月27日現在)

| 順位 | 国 / 地域名 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 (口) | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|---------|---------|---------------|---|----|-------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|
| 1 | アメリカ | 投資信託 受益証券 | SPDR ブルームバーグ・バー クレイズ新興国債券 UCITS ETF | | 115,805 | 8,406.38 | 973,501,686 | 8,213.27 | 951,138,716 | 99.80 |
| 2 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 短期国債マザーファンド | | 19,637 | 1.0161 | 19,953 | 1.0161 | 19,953 | 0.00 |
| 投資比率：合計 | | | | | | | | | | 99.80 |

(注 1) 全銘柄について記載しています。

(注 2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注 3) 平成30年4月27日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

| 国内 / 外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|---------|-----------|----|-----------|
| 外国 | 投資信託受益証券 | | 99.80 |
| 国内 | 親投資信託受益証券 | | 0.00 |
| 合 計 | | | 99.80 |

(注 1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

(注 2) 平成30年4月27日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）
 投資有価証券の主要銘柄
 該当する事項はありません。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

該当する事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年4月27日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 計算期間・月末 | | 純資産総額(円) | 1口当たりの純資産額(円) |
|---------|---------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 第1期 | (平成29年 4月17日) | 分配付： 332,240,275 分配落： 329,362,946 | 分配付： 1.0392 分配落： 1.0302 |
| 第2期 | (平成30年 4月16日) | 分配付： 950,496,132 分配落： 950,496,132 | 分配付： 1.1177 分配落： 1.1177 |
| | 平成29年 4月末日 | 346,654,885 | 1.0601 |
| | 5月末日 | 380,277,639 | 1.0765 |
| | 6月末日 | 434,980,353 | 1.0943 |
| | 7月末日 | 488,781,156 | 1.0961 |
| | 8月末日 | 558,471,248 | 1.1077 |
| | 9月末日 | 602,490,879 | 1.1220 |
| | 10月末日 | 655,965,188 | 1.1071 |
| | 11月末日 | 745,359,143 | 1.1196 |
| | 12月末日 | 819,000,480 | 1.1412 |
| | 平成30年 1月末日 | 887,944,347 | 1.1312 |
| | 2月末日 | 911,727,893 | 1.1141 |
| | 3月末日 | 930,032,999 | 1.1105 |
| | 4月末日 | 953,071,052 | 1.1107 |

【分配の推移】

| 計算期間 | | 一口当たりの分配金 |
|------|------------------------------|-----------|
| 第1期 | 自平成28年 5月 9日 至平成29年 4月17日 | 0.0090円 |
| 第2期 | 自平成29年 4月18日 至平成30年 4月16日 | 0.0000円 |

【収益率の推移】

| 計算期間 | | 収益率 |
|------|------------------------------|------|
| 第1期 | 自平成28年 5月 9日 至平成29年 4月17日 | 3.9% |
| 第2期 | 自平成29年 4月18日 至平成30年 4月16日 | 8.5% |

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

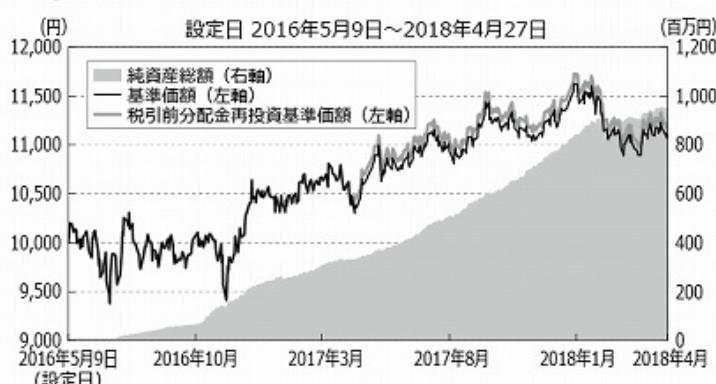
| 計算期間 | | 設定口数(口) | 解約口数(口) | 発行済口数(口) |
|------|------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 第1期 | 自平成28年 5月 9日 至平成29年 4月17日 | 361,653,081 | 41,949,801 | 319,703,280 |
| 第2期 | 自平成29年 4月18日 至平成30年 4月16日 | 660,151,968 | 129,463,841 | 850,391,407 |

(注1)日本国外における設定、解約はありません。

(注2)第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものです。

主要な資産の状況

(外国投資信託のデータを表示しています。)

ファンド特性値

| | |
|-----------|-------|
| 銘柄数 | 346 |
| 平均年限 | 8.18 |
| 最終利回り | 5.33% |
| 実効デュレーション | 5.64 |

格付別構成比

| | 比率 |
|-----------|--------|
| Aaa | 0.80% |
| Aa | 10.23% |
| A | 34.49% |
| Baa | 32.64% |
| Below Baa | 21.83% |

セクター別構成比

| | 比率 |
|----------------|--------|
| Treasury | 98.72% |
| Cash | 0.78% |
| Non Corporates | 0.50% |

上位10銘柄

| 銘柄名／利率／償還日 | 比率 |
|---|-------|
| BRAZIL LETRAS TESOURO NACIO bond 0.0 20200701 | 2.52% |
| BRAZIL NOTAS DO TESOURO NAC bond 9.762 20230101 | 1.57% |
| MEXICAN BONOS bond 6.5 20210610 | 1.53% |
| BRAZIL LETRAS TESOURO NACIO bond 0.0 20200101 | 1.43% |
| COLOMBIAN TES bond 7.0 20220504 | 1.38% |
| MEXICAN BONOS bond 6.5 20220609 | 1.29% |
| SOUTH AFRICA (REPUBLIC OF) bond 10.5 20261221 | 1.27% |
| POLAND (REPUBLIC OF) bond 5.75 20211025 | 1.26% |
| KOREA (REPUBLIC OF) bond 1.5 20261210 | 1.12% |
| INDONESIA (REPUBLIC OF) bond 7.0 20270515 | 1.10% |

国別構成

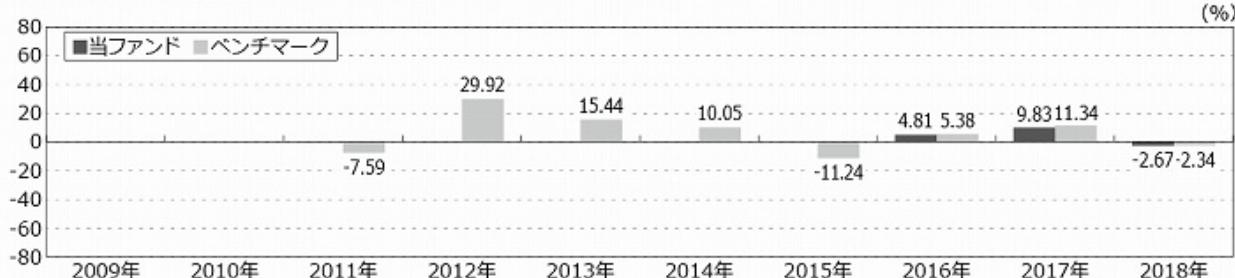
| 国名 | 比率 |
|--------------|--------|
| South Korea | 10.17% |
| Brazil | 9.78% |
| Mexico | 9.70% |
| Malaysia | 9.22% |
| Indonesia | 8.53% |
| Thailand | 7.93% |
| Poland | 7.35% |
| South Africa | 7.28% |
| Russia | 4.57% |
| Turkey | 4.35% |

| 国名 | 比率 |
|----------------|-------|
| Colombia | 4.31% |
| Israel | 3.62% |
| Czech Republic | 3.08% |
| Philippines | 3.01% |
| Hungary | 2.73% |
| Peru | 1.81% |
| Romania | 1.70% |
| Argentina | 0.49% |
| United States | 0.25% |
| Chile | 0.09% |

※上記の比率は外國投資信託の純資産総額対比

※主要な資産の状況は、2018年4月30日現在で算出しています。

年間收益率の推移(暦年ベース)



※2011年の年間收益率は1月17日(インデックス取得可能日)を起点に算出した数値です。

※2016年のファンドとベンチマークの年間收益率は設定日から年末までで算出しています。

※2018年のファンドとベンチマークの年間收益率は年初から4月末までで算出しています。

※年間收益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受け付きます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受け付きます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額は、上記4)の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額とします。
上記金額は1口当たりの金額です。換金口数に応じてご負担いただきます。
- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日は、原則として、米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受けた受益権の換金申込の受付けを取り消すことがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|--------|--|
| 投資信託証券 | 原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。ただし、上場している場合は、原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 証券会社、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知りうる直近日の終値等で評価します。 |

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA新興債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限ですが、後記(5)の1)2)3)5)の理由により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、毎年4月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)の1)2)3)5)に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなつた場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合や組入ができなくなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (d) 上記(c)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(d)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行えることができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (e) 上記(c)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (f) 上記(c)から上記(e)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(c)から上記(e)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6)の書

面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 6) の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 6) に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記 (a) の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 上記 (b) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 (c) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記 (b) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記 (b) から上記 (e) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記 (a) から上記 (f) までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われこととなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の交付

毎決算時（毎年4月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

（a）交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

（b）運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.ssga.com/jp）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

9) 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成29年4月18日から平成30年4月16日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

| | 第1期 (平成29年 4月17日現在) | 第2期 (平成30年 4月16日現在) |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 1,918,796 | 8,093,256 |
| 金銭信託 | 1,967 | 1,142,095 |
| コール・ローン | 5,455,282 | 2,095,830 |
| 投資信託受益証券 | 328,730,825 | 947,562,173 |
| 親投資信託受益証券 | 19,972 | 19,953 |
| 流動資産合計 | <u>336,126,842</u> | <u>958,913,307</u> |
| 資産合計 | <u>336,126,842</u> | <u>958,913,307</u> |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 7,945 | - |
| 未払金 | 3,164,632 | 7,197,148 |
| 未払収益分配金 | 2,877,329 | - |
| 未払解約金 | 556,793 | 646,096 |
| 未払受託者報酬 | 36,297 | 132,444 |
| 未払委託者報酬 | 108,834 | 397,258 |
| 未払利息 | 15 | 4 |
| その他未払費用 | <u>12,051</u> | <u>44,225</u> |
| 流動負債合計 | <u>6,763,896</u> | <u>8,417,175</u> |
| 負債合計 | <u>6,763,896</u> | <u>8,417,175</u> |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 319,703,280 | 1 850,391,407 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 9,659,666 | 100,104,725 |
| (分配準備積立金) | <u>(2,844,012)</u> | <u>(27,337,357)</u> |
| 元本等合計 | <u>329,362,946</u> | <u>950,496,132</u> |
| 純資産合計 | <u>329,362,946</u> | <u>950,496,132</u> |
| 負債純資産合計 | <u>336,126,842</u> | <u>958,913,307</u> |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

| | 第1期 | 第2期 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成28年 5月 9日 至 平成29年 4月17日 | 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日 |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 6,242,133 | 27,005,963 |
| 受取利息 | 200 | 3,623 |
| 有価証券売買等損益 | 2,778,978 | 27,055,998 |
| 為替差損益 | 1,439,435 | 22,158,583 |
| 営業収益合計 | 7,581,876 | 31,907,001 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2,151 | 4,654 |
| 受託者報酬 | 43,114 | 209,056 |
| 委託者報酬 | 129,196 | 627,032 |
| その他費用 | 302,400 | 441,296 |
| 営業費用合計 | 476,861 | 1,282,038 |
| 営業利益又は営業損失() | 7,105,015 | 30,624,963 |
| 経常利益又は経常損失() | 7,105,015 | 30,624,963 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 7,105,015 | 30,624,963 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 1,383,674 | 5,580,245 |
| 期首剩余金又は期首次損金() | - | 9,659,666 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 7,093,806 | 74,387,051 |
| 当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 7,093,806 | 74,387,051 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 278,152 | 8,986,710 |
| 当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 | 278,152 | 8,986,710 |
| 分配金 | 1 2,877,329 | 1 - |
| 期末剩余金又は期末欠損金() | 9,659,666 | 100,104,725 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---|---|
| <p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> | <p>投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |
| <p>2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>計算期間 平成29年4月15日及び平成30年4月15日が休日のため、当計算期間は平成29年4月18日から平成30年4月16日までとなっております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 第1期 (平成29年 4月17日現在) | 第2期 (平成30年 4月16日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 1 期首元本額 | 9,990,000円 | 319,703,280円 |
| 期中追加設定元本額 | 351,663,081円 | 660,151,968円 |
| 期中一部解約元本額 | 41,949,801円 | 129,463,841円 |
| 2 受益権の総数 | 319,703,280口 | 850,391,407口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 第1期 自 平成28年 5月 9日 至 平成29年 4月17日 | 第2期 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日 |
|------------|--|---|
| 1 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,381,405円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(339,936円)、収益調整金(7,528,070円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は13,249,411円(1万口当たり414円)であり、うち2,877,329円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(23,326,609円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,718,109円)、収益調整金(72,767,368円)及び分配準備積立金(2,292,639円)より分配対象収益は100,104,725円(1万口当たり1,177円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|-------------------------|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用している為替予約取引があり、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第1期 (平成29年 4月17日現在) | 第2期 (平成30年 4月16日現在) |
|---------------------------|---|---|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p> | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p> |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 第1期 (平成29年 4月17日現在) | 第2期 (平成30年 4月16日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額 |
| 投資信託受益証券 | 3,129,334 | 27,014,785 |
| 親投資信託受益証券 | 19 | 19 |
| 合計 | 3,129,315 | 27,014,766 |

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 第1期(平成29年 4月17日現在) | | |
|-------------------|-------------------------|--------------------|-----------|-------|
| | | 契約額等 | 時価 | 評価損益 |
| | | うち1年超 | | |
| 市場取引 以外の取 引 | 為替予約取引 買建 アメリカ・ドル | 1,523,865 | 1,515,920 | 7,945 |
| | 合計 | 1,523,865 | 1,515,920 | 7,945 |

(注)1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

第2期(平成30年4月16日現在)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 第1期 (平成29年 4月17日現在) | 第2期 (平成30年 4月16日現在) |
|---------------------------|------------------------|------------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0302 円 (10,302 円) | 1.1177 円 (11,177 円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|------------|---|---------|-------------------------------|----|
| 投資信託受益証券 | アメリカ・ドル | SPDR Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF | 114,635 | 8,813,711.97 | |
| | アメリカ・ドル 小計 | | 114,635 | 8,813,711.97 (947,562,173) | |
| 投資信託受益証券 小計 | | | | 947,562,173 (947,562,173) | |
| 親投資信託受益証券 | 円 | 短期国債マザーファンド | 19,637 | 19,953 | |
| | 円 小計 | | 19,637 | 19,953 (19,953) | |
| 親投資信託受益証券 小計 | | | | 19,953 (19,953) | |
| 合計 | | | | 947,582,126 (947,562,173) | |

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資信託受益証券有価証券の合計額に対する比率 | 時価比率 |
|---------|--------------|--------------------------|--------|
| アメリカ・ドル | 投資信託受益証券 1銘柄 | 100.0% | 100.0% |

(注)組入投資信託受益証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

<参考>

当ファンドは「短期国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「短期国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| 区分 | 注記 番号 | (平成29年 4月17日現在) | (平成30年 4月16日現在) |
|-------------|----------|-----------------|-----------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 金銭信託 | | 21,193,136 | 22,504,824,146 |
| コール・ローン | | 58,783,291,307 | 41,298,013,894 |
| 国債証券 | | 41,402,428,800 | |
| 流動資産合計 | | 100,206,913,243 | 63,802,838,040 |
| 資産合計 | | 100,206,913,243 | 63,802,838,040 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | 41,402,490,200 | |
| 未払利息 | | 169,875 | 97,237 |
| その他未払費用 | | 423,892 | 994,655 |
| 流動負債合計 | | 41,403,083,967 | 1,091,892 |
| 負債合計 | | 41,403,083,967 | 1,091,892 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 57,817,792,263 | 62,789,495,461 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 986,037,013 | 1,012,250,687 |
| 元本等合計 | | 58,803,829,276 | 63,801,746,148 |
| 純資産合計 | | 58,803,829,276 | 63,801,746,148 |
| 負債純資産合計 | | 100,206,913,243 | 63,802,838,040 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当する事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | (平成29年 4月17日現在) | (平成30年 4月16日現在) |
|--|-----------------|-----------------|
| 1 期首元本額 | 66,205,803,272円 | 57,817,792,263円 |
| 期中追加設定元本額 | 35,439,002,190円 | 71,129,062,225円 |
| 期中一部解約元本額 | 43,827,013,199円 | 66,157,359,027円 |
| 元本の内訳 | | |
| ファンダム | | |
| 短期国債ファンドVA <適格機関投資家限定> | 40,465,540,675円 | 36,778,891,537円 |
| ステート・ストリートU.Sハイ・イールド債券オープン | 49,116円 | 49,116円 |
| ステートストリート・ゴールドファンド (為替ヘッジあり) | 98,252円 | 98,252円 |
| 米国株式インバースファンド(建玉非調整型) / 為替ヘッジあり <適格機関投資家限定> | 12,035,353,265円 | 4,064,374,790円 |
| ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン | 19,637円 | 19,637円 |
| 米国ドル・インバースファンド(建玉非調整型) <適格機関投資家限定> | 5,316,731,318円 | 790,508,745円 |
| 米国株式インバースファンド(建玉非調整型) / 為替ヘッジありB <適格機関投資家限定> | 円 | 12,201,416,897円 |
| フレッククス資産配分ファンド・プラス <適格機関投資家限定> | 円 | 5,017,709,767円 |
| 債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド <適格機関投資家限定> | 円 | 1,968,213,360円 |
| 為替スマートベータ・プレミア戦略ファンド <適格機関投資家限定> | 円 | 1,968,213,360円 |
| 計 | 57,817,792,263円 | 62,789,495,461円 |
| 2 受益権の総数 | 57,817,792,263口 | 62,789,495,461口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|-------------------------|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次收益率及び対ベンチマーク超過收益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | (平成29年 4月17日現在) | (平成30年 4月16日現在) |
|---------------------------|---|---|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p> | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p> |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | (平成29年 4月17日現在) | (平成30年 4月16日現在) |
|------|---------------------|---------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額 | 当期間の損益に 含まれた評価差額 |
| 国債証券 | 61,400 | |
| 合計 | 61,400 | |

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

| | (平成29年 4月17日現在) | (平成30年 4月16日現在) |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1,0171 円 (10,171 円) | 1,0161 円 (10,161 円) |

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

該当する事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成30年4月27日現在)

| | |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 957,647,831 円 |
| 負債総額 | 4,576,779 円 |
| 純資産総額(-) | 953,071,052 円 |
| 発行済口数 | 858,116,022 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.1107 円 |

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

(平成30年4月27日現在)

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 66,328,457,231 円 |
| 負債総額 | 2,001,598,530 円 |
| 純資産総額(-) | 64,326,858,701 円 |
| 発行済口数 | 63,308,145,200 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0161 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（1）受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

<受益権の譲渡>

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

<受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<償還金>

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日

以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて>

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2018年4月27日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、136本であり、その純資産総額は1,524,058百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2 . 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 (平成29年3月31日現在) | | 当事業年度 (平成30年3月31日現在) | |
|------------|-----|-------------------------|-------|-------------------------|-------|
| | | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| (資産の部) | | | % | | % |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | | 1,072,151 | | 2,376,164 | |
| 有価証券 | | 24,597 | | 22,684 | |
| 前払金 | | 120,702 | | 46,929 | |
| 前払費用 | | 23,871 | | 8,682 | |
| 未収入金 | | 189,169 | | 210,888 | |
| 未収還付法人税等 | | 602,213 | | 1,020 | |
| 未収委託者報酬 | | 585,796 | | 642,874 | |
| 未収収益 | | 148,631 | | 221,238 | |
| 繰延税金資産 | | 544,801 | | 669,807 | |
| 流動資産計 | | 3,311,935 | 53.1 | 4,200,289 | 63.3 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | |
| 建物附属設備 | 1 | 92,276 | | 79,548 | |
| 器具備品 | 1 | 20,717 | | 26,521 | |
| リース資産 | 1 | 1,736 | | - | |
| その他の有形固定資産 | | 1,003 | | - | |
| 無形固定資産 | | | 0 | | 0 |
| ソフトウェア | 2 | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | | | |
| 長期差入保証金 | | 71,695 | | 66,014 | |
| 繰延税金資産 | | 2,727,336 | | 2,261,912 | |
| その他投資 | | 4,850 | | 4,850 | |
| 固定資産計 | | 2,919,615 | 46.9 | 2,438,847 | 36.7 |
| 資産合計 | | 6,231,550 | 100.0 | 6,639,137 | 100.0 |

(単位:千円)

| 期 別 科 目 | 前事業年度 (平成29年3月31日現在) | | | 当事業年度 (平成30年3月31日現在) | | |
|------------|-------------------------|-------|---|-------------------------|-------|---|
| | 金額 | 構成比 | % | 金額 | 構成比 | % |
| (負債の部) | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | |
| 預り金 | 101,842 | | | 123,003 | | |
| 未払金 | 557,620 | | | 295,067 | | |
| 未払手数料 | 124,844 | | | 131,425 | | |
| その他未払金 | 432,776 | | | 163,642 | | |
| 未払費用 | 1,842 | | | 2,095 | | |
| 未払法人税等 | 916 | | | 6,486 | | |
| 未払消費税等 | - | | | 33,130 | | |
| 賞与引当金 | 70,852 | | | 85,243 | | |
| リース債務 | 2,834 | | | - | | |
| 流動負債計 | 735,907 | 11.8 | | 545,027 | 8.2 | |
| 固定負債 | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 92,798 | | | 65,230 | | |
| 固定負債計 | 92,798 | 1.5 | | 65,230 | 1.0 | |
| 負債合計 | 828,706 | 13.3 | | 610,257 | 9.2 | |
| (純資産の部) | | | | | | |
| 株主資本 | 5,402,844 | % | | 6,028,879 | % | |
| 資本金 | 310,000 | 86.7 | | 310,000 | 90.8 | |
| 利益剰余金 | 77,500 | | | 77,500 | | |
| 利益準備金 | | | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | | | |
| 別途積立金 | 31,620 | | | 31,620 | | |
| 繰越利益剰余金 | 4,983,724 | | | 5,609,759 | | |
| 純資産合計 | 5,402,844 | 86.7 | | 6,028,879 | 90.8 | |
| 負債・純資産合計 | 6,231,550 | 100.0 | | 6,639,137 | 100.0 | |

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | | 当事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 | |
|-----------|-----|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| | | | % | | % |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 2,212,712 | | 2,350,838 | |
| 投資顧問収入 | | 1,458,677 | | 1,772,901 | |
| その他営業収益 | | 50,406 | | 20,464 | |
| 営業収益計 | | 3,721,797 | 100.0 | 4,144,205 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | 489,863 | | 523,308 | |
| 広告宣伝費 | | 35,172 | | 43,448 | |
| 公告費 | | 1,190 | | 1,140 | |
| 調査費 | | 417,879 | | 417,484 | |
| 調査費 | | 293,362 | | 257,351 | |
| 委託調査費 | | 122,452 | | 158,734 | |
| 図書費 | | 2,063 | | 1,398 | |
| 委託計算費 | | 142,995 | | 151,080 | |
| 営業雑経費 | | 38,828 | | 31,907 | |
| 通信費 | | 4,373 | | 4,058 | |
| 印刷費 | | 8,695 | | 9,892 | |
| 協会費 | | 10,238 | | 9,442 | |
| 諸会費 | | 3,751 | | 2,072 | |
| その他 | | 11,770 | | 6,441 | |
| 営業費用計 | | 1,125,930 | 30.3 | 1,168,368 | 28.2 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | 1,355,113 | | 1,277,564 | |
| 役員報酬 | | 320,210 | | 249,245 | |
| 給料・手当 | | 742,957 | | 804,242 | |
| 賞与 | | 240,448 | | 162,677 | |
| 賞与引当金繰入額 | | 51,497 | | 61,399 | |
| 交際費 | | 2,819 | | 3,788 | |
| 旅費交通費 | | 25,539 | | 26,904 | |
| 租税公課 | | 3,445 | | 11,290 | |
| 不動産賃借料 | | 98,463 | | 95,293 | |
| 退職給付費用 | | 89,895 | | 41,704 | |
| 固定資産減価償却費 | | 19,230 | | 22,523 | |
| 福利厚生費 | | 103,558 | | 113,473 | |
| 事務手数料 | | 684,643 | | 254,170 | |
| 諸経費 | | 40,555 | | 145,755 | |
| 一般管理費計 | | 2,423,266 | 65.1 | 1,992,467 | 48.1 |
| 営業利益 | | 172,600 | 4.6 | 983,368 | 23.7 |
| 営業外収益 | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------|--|---------|-----|--|---------|------|
| 有価証券運用益 | | 6,845 | | | 3,607 | |
| 雑収入 | | 1,326 | | | 9,153 | |
| 営業外収益計 | | 8,172 | 0.2 | | 12,761 | 0.3 |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 支払利息 | | 118 | | | 169 | |
| 為替差損 | | 1,479 | | | 601 | |
| 雑損失 | | 161 | | | 241 | |
| 営業外費用計 | | 1,759 | 0.0 | | 1,012 | 0.0 |
| 経常利益 | | 179,013 | 4.8 | | 995,117 | 24.0 |
| 特別利益 | | | | | | |
| 事業再構築費用戻入 | | 101,509 | | | - | |
| 特別利益計 | | 101,509 | 2.7 | | - | 0.0 |
| 特別損失 | | | | | | |
| 事業再構築費用 | | - | | | 28,134 | |
| 事務処理損失 | | 32,965 | | | 0 | |
| 特別損失計 | | 32,965 | 0.9 | | 28,134 | 0.7 |
| 税引前当期純利益 | | 247,557 | 6.7 | | 966,983 | 23.3 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 188,427 | 5.1 | | 530 | 0.0 |
| 法人税等調整額 | | 303,615 | 8.2 | | 340,417 | 8.2 |
| 当期純利益 | | 132,369 | 3.6 | | 626,035 | 15.1 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 純資産合計 | |
|---------|---------|-----------|-----------------|-----------|--------------|-----------|-------------|------------|-----------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本剩 余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 | 別途積立金 | | | | |
| 当期首残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 5,847,217 | 5,956,337 | 6,266,337 | 6,266,337 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | - | - | - | - | - | 995,862 | 995,862 | 995,862 | 995,862 | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 132,369 | 132,369 | 132,369 | 132,369 | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 863,492 | 863,492 | 863,492 | 863,492 | |
| 当期末残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 4,983,724 | 5,092,844 | 5,402,844 | 5,402,844 | |

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 純資産合計 | |
|---------|---------|-----------|-----------------|-----------|--------------|-----------|-------------|------------|-----------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本剩 余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 | 別途積立金 | | | | |
| 当期首残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 4,983,724 | 5,092,844 | 5,402,844 | 5,402,844 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 626,035 | 626,035 | 626,035 | 626,035 | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 626,035 | 626,035 | 626,035 | 626,035 | |
| 当期末残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 5,609,759 | 5,718,879 | 6,028,879 | 6,028,879 | |

[重要な会計方針]

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価 基準及び評価方法 | 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 2. 固定資産の減価 償却方法 | (1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備9~10年 器具備品3~7年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によってあります。 |
| 3. 外貨建の資産及 び負債の本邦通貨 への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 4. 引当金の計上基 準 | (1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。 |
| 5. その他 財務諸表作成のた めの重要な事項 | 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成29年3月31日現在) | 当事業年度 (平成30年3月31日現在) |
|--|---|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 29,387千円 器具備品 21,193千円 リース資産 5,208千円 | 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 42,115千円 器具備品 29,212千円 |
| 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 11,524千円 | |
| 関係会社に係る注記 該当事項はありません。 | 関係会社に係る注記 同左 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|--|--|
| 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしてあります。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額48,303千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額684,643千円は、損益計算書の事務手数料に含まれてあります。 | 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしてあります。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額20,209千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額254,170千円は、損益計算書の事務手数料に含まれてあります。 |
| 関係会社に係る注記 該当事項はありません。 | 関係会社に係る注記 同左 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

| | 当事業年度期首 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末 |
|------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 | 6,200株 | - | - | 6,200株 |

2. 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------|-------------|------------|-------------|
| 平成28年12月22日 取締役会 | 普通株式 | 995,862千円 | 160,622.90円 | 平成28年9月30日 | 平成28年12月26日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの
該当ありません。

当事業年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

| | 当事業年度期首 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末 |
|------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 | 6,200株 | - | - | 6,200株 |

2. 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

該当ありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの
該当ありません。

(リース取引関係)

| 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|---|---------------------------------------|
| 所有权移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 社用車両であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減却償却方法」に記載の通りであります。 | 同左 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| (1)預金 | 1,072,151 | 1,072,151 | |
| (2)未収委託者報酬 | 585,796 | 585,796 | |
| (3)未収入金 | 189,169 | 189,169 | |
| (4)未収還付法人税等 | 602,213 | 602,213 | |
| (5)長期差入保証金 | 71,695 | 45,753 | 25,942 |
| (6)未払手数料 | 124,844 | 124,844 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(5)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを償貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
記載すべき事項はありません。

平成30年3月31日現在

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|-----------|-----------|----|
| (1)預金 | 2,376,164 | 2,376,164 | |
| (2)未収入金 | 210,888 | 210,888 | |
| (3)未収委託者報酬 | 642,874 | 642,874 | |
| (4)預り金 | 123,003 | 123,003 | |
| (5)未払手数料 | 131,425 | 131,425 | |
| (6)その他未払金 | 163,642 | 163,642 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5)未払手数料及び(6)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

| 前事業年度 (平成29年3月31日現在) | 当事業年度 (平成30年3月31日現在) |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 24,597千円 | 売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 22,684千円 |
| 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 3,169千円 | 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 1,913千円 |

(デリバティブ取引関係)

| 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

(単位：千円)

| 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|--|---------------------------------------|
| 平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。 | 同左 |

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 |
|--------------|---------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 457,872 |
| 勤務費用 | 47,433 |
| 利息費用 | - |
| 数理計算上の差異の発生額 | 20,312 |
| 退職給付の支払額 | 15,877 |
| | |
| 退職給付債務の期末残高 | 469,114 |

(単位：千円)

| | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|--------------|---------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 469,114 |
| 勤務費用 | 45,881 |
| 利息費用 | - |
| 数理計算上の差異の発生額 | 9,915 |
| 退職給付の支払額 | 51,823 |
| | |
| 退職給付債務の期末残高 | 473,087 |

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | |
|---------------------------------------|---------|
| 年金資産の期首残高 | 328,027 |
| 期待運用収益 | 2,421 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 5,670 |
| 事業主からの拠出額 | 47,170 |
| 退職給付の支払額 | 15,877 |
| | <hr/> |
| 年金資産の期末残高 | 367,412 |

(単位：千円)

| 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 | |
|---------------------------------------|---------|
| 年金資産の期首残高 | 367,412 |
| 期待運用収益 | 2,717 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 8,568 |
| 事業主からの拠出額 | 53,470 |
| 退職給付の支払額 | 51,823 |
| | <hr/> |
| 年金資産の期末残高 | 380,344 |

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | |
|---------------------------------------|---------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 469,114 |
| 年金資産 | 367,412 |
| | <hr/> |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 101,701 |
| 未積立退職給付債務 | - |
| 未認識数理計算上の差異 | 101,701 |
| 未認識過去勤務費用 | 25,983 |
| | <hr/> |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 34,886 |
| | <hr/> |
| | 92,798 |

(単位：千円)

| | | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|---------------------|--|---------------------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | | 473,087 |
| 年金資産 | | 380,344 |
| | | 92,742 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | | - |
| 未積立退職給付債務 | | 92,742 |
| 未認識数理計算上の差異 | | 1,347 |
| 未認識過去勤務費用 | | 26,164 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | | 65,230 |

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

| | | 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 |
|-------------------|--|---------------------------------------|
| 退職給付費用 | | 66,829 |
| (1)勤務費用 | | 47,433 |
| (2)利息費用 | | - |
| (3)期待運用収益（減算） | | 2,421 |
| (4)過去勤務費用の費用処理額 | | 8,721 |
| (5)数理計算上の差異の費用処理額 | | 13,096 |

(単位：千円)

| | | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|-------------------|--|---------------------------------------|
| 退職給付費用 | | 25,902 |
| (1)勤務費用 | | 45,881 |
| (2)利息費用 | | - |
| (3)期待運用収益（減算） | | 2,717 |
| (4)過去勤務費用の費用処理額 | | 8,721 |
| (5)数理計算上の差異の費用処理額 | | 25,983 |

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（平成29年3月31日現在）

| 年金資産の内訳 | |
|------------|--------|
| 保険資産（一般勘定） | 97.9% |
| その他 | 2.1% |
| 合計 | 100.0% |

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

当事業年度（平成30年3月31日現在）

| 年金資産の内訳 | |
|------------|--------|
| 保険資産（一般勘定） | 98.0% |
| その他 | 2.0% |
| 合計 | 100.0% |

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

| 前事業年度 (平成29年3月 31日現在) | |
|--------------------------|----------|
| (1)割引率 | 0.0% |
| (2)長期期待運用收益率 | 0.75% |
| (3)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (4)過去勤務費用の処理年数 | 発生時より11年 |
| (5)数理計算上の差異の処理年数 | 1年 |

(注) 当事業年度の期首時点において適用した割引率は1.0%でしたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.0%に変更しております。

| 当事業年度 (平成30年3月 31日現在) | |
|--------------------------|----------|
| (1)割引率 | 0.0% |
| (2)長期期待運用收益率 | 0.75% |
| (3)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (4)過去勤務費用の処理年数 | 発生時より11年 |
| (5)数理計算上の差異の処理年数 | 1年 |

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は17,895千円であります。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,262千円であります。

（税効果会計関係）

| 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳 (単位 : 千円) | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳 (単位 : 千円) |
| 繰延税金資産（流動） 連結納税適用に伴う影響額 617,391 | 繰延税金資産（流動） 連結納税適用に伴う影響額 612,589 |
| 賞与引当金繰入超過額 19,076 | 賞与引当金繰入超過額 21,749 |
| その他 28,260 | その他 35,467 |
| | |
| 繰延税金資産（流動）合計 664,727 | 繰延税金資産（流動）合計 669,807 |
| 繰延税金負債（流動）との相殺 119,926 | 繰延税金負債（流動）との相殺 - |
| | |
| 繰延税金資産（流動）の純額 544,801 | 繰延税金資産（流動）の純額 669,807 |
| | |
| 繰延税金資産（固定） 連結納税適用に伴う影響額 1,837,769 | 繰延税金資産（固定） 連結納税適用に伴う影響額 1,225,179 |
| 退職給付引当金 29,482 | 退職給付引当金 21,040 |
| 繰越欠損金 848,912 | 繰越欠損金 1,001,357 |
| その他 11,173 | その他 14,335 |
| | |
| 繰延税金資産（固定）合計 2,727,336 | 繰延税金資産（固定）合計 2,261,912 |
| 繰延税金負債（固定）との相殺 - | 繰延税金負債（固定）との相殺 - |
| | |
| 繰延税金資産（固定）の純額 2,727,336 | 繰延税金資産（固定）の純額 2,261,912 |
| | |
| 繰延税金資産合計 3,272,137 | 繰延税金資産合計 2,931,719 |
| | |
| 繰延税金負債（流動） 未払事業税 119,926 | 繰延税金資産の純額 ----- 2,931,719 |
| | |
| 繰延税金負債（流動）合計 119,926 | |
| 繰延税金資産（流動）との相殺 119,926 | |
| | |
| 繰延税金負債（流動）の純額 - | |
| | |
| 繰延税金資産の純額 3,272,137 | |
| ----- | |

| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 | |
|--|-------|--|-------|
| 法定実効税率 | 30.8% | 法定実効税率 | 30.8% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 25.4% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 4.5% |
| その他 | 9.7% | その他 | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 46.5% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.2% |

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

(セグメント情報)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|--------------------------------------|------------------|--------------|-----------------------------|---------------|-----------|---|---|---|------------|-------------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー | 米国マサチューセッツ州ボストン市 | 29百万米ドル | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | なし | なし | 助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払 | ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払 | 184,870 93,591 316,476 48,303 684,643 | 未払金 前払金 | 298,783 74,932 |
| | ステート・ストリート信託銀行株式会社 | 東京都港区 | 25億円 | 銀行業 | なし | なし | 投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等 | 投資信託計理業務委託 人件費等の支払 | 32,352 142,287 | 前払金 | 45,770 |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニテッド・キングダム | 英国ロンドン | 62百万ポンド | 投資顧問、投資信託委託業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供並びに受入れ | 投資顧問料の受取 投資顧問料の支払 | 10,201 | - | - |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール | シンガポール | 136万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介 | 紹介料の受取 | 269 | - | - |

(注)上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

5 . ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

| 種 類 | 会社等 の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権の 所有 (被所 有)割合 | 当事業年度 | | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--|---|--------------------------|-------------------------------|---|------------------------|---|--|----------------------------------|------------------|--------|------------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| 同一の親 会社を持 つ会社 | ステート・スト リート・バン ク・アンド・ トラスト・カン パニー | 米国 マサチューセッツ 州ボストン市 | 29百万 米ドル | 銀行、投 資顧問、 投資信託 委託業 務、及び それらの 関連業務 | なし | なし | 助言などの 投資顧問サー ビスの提供 並びに受入 れ | ソフトウェア 使用料の支払 投資顧問料の 支払 | 155,038 | 前払金 | 4,422 |
| | | | | | | | ソフトウェア の使用契 約 | 人件費等の支 払 | 100,307 | 未収入金 | 38,775 |
| | | | | | | | 人件費等及 び事務手数 料の支払 | 事務手数料の 受取 | 98,690 | 未払金 | 14,495 |
| | | | | | | | | 事務手数料の 支払 | 20,209 | | |
| | | | | | | | | | 254,170 | | |
| ステート・スト リート信託銀 行株式会 社 | 東京都港 区 | 25億円 | 銀行業 | なし | なし | 投資信託計 理の事務サー ビスの受入 れ | 投資信託計理 業務委託 | 35,330 | 前払金 | 42,506 | |
| | | | | | | | 兼職社員の 人件費支払 等 | 人件費等の支 払 | 141,349 | | |
| ステート・スト リート・グロ ーバル・アド バイザーズ・ コナバード・ キングダム | 英国 ロンドン | 62百万 ポンド | 投 資 顧 問、投 資 信託 委託 業務 | なし | なし | 投資顧問サー ビスの受入 れ | 投資顧問料の 支払 | 16,773 | - | - | |
| ステート・スト リート・グロ ーバル・アド バイザーズ・ シンガポール | シンガポール 市 | 136万シンガ ポーランドル | 投資顧問 業 | なし | なし | 投資顧問サー ビスの受入 れ及び E T F 商品の紹 介 | 紹介料の受取 投資顧問料の 支払 | 255 | - | - | |
| | | | | | | | | | 14,663 | | |

(注)上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

| 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|---|--|
| 1株当たり純資産 871,426円53銭 | 1株当たり純資産 972,399円98銭 |
| 1株当たり当期純利益 21,349円86銭 | 1株当たり当期純利益 100,973円44銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載してありません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日 |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益 (千円) | 132,369 | 626,035 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式にかかる当期純利益 (千円) | 132,369 | 626,035 |
| 期中平均株式数 (株) | 6,200 | 6,200 |

(重要な後発事象)

前事業年度

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

該当事項はありません。

当事業年度

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記（）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

（2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（2017年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2017年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

| 名 称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|--------------|----------------------------|--|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 (2017年3月末現在) | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 (2017年3月末現在) | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、販売会社等の名称、当ファンドの基本的形態等を記載すること、委託会社および当ファンドのロゴマークを表示し、図案を採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に、以下のような別称を使用することがあります。
 - 交付目論見書 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 請求目論見書 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (4) 目論見書の表紙裏に、以下の事項を記載することがあります。

「当ファンドは、有価証券などの値動きのある証券に投資します（また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。）ので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。」
- (5) 請求目論見書に当ファンドの信託約款の全文を記載します。
- (6) 目論見書の表紙裏などに「契約締結前のご留意事項」として、ファンドに係るリスク、手数料等について記載することがあります。
- (7) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 22 日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 深田 豊大 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 伊藤 雅人 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート新興国債券インデックス・オープンの平成29年4月18日から平成30年4月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープンの平成30年4月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。XBRレコードは監査の対象には含まれていません。